

インバウンド十和田 会則

第 1 章 総則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会はインバウンド十和田（以下「会」という。）と称し、事務局を（青森県十和田市三本木稲吉 15 番地 326 に置く）。

(区域)

第 2 条 会の対象区域は、十和田市及び関係区域とする。

(目的)

第 3 条 会は、会員相互に協力し合い、十和田市の魅力を広く海外に発信し、来訪する海外観光客を増加させ、また、その観光客の利便性を高める事業を行い、国際協力と十和田市の経済の活性化に寄与する事を目的とする。そして、次の世代を担う子供達へ受け継ぐ事ができる魅力ある地域社会の形成を目的とする。

(活動内容)

第 4 条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

第 2 章 会員及び役員

(会員)

第 5 条 会の会員は、第 2 条に定める区域内において、居住するか勤務する者、事業活動を営む者、又は地域で、まちづくりの活動を行う者を対象者とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員を選任)

第 6 条 会に、会長及び副会長のほか次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名 以上
- (3) 理事 3 名 以上
- (4) 会計 1 名 以上
- (5) 監事 1 名 以上

2 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。

3 理事、会計及び監事は、総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、各事業を分任し、かつその他会の運営に関することを審議決定する。
- 4 会計は、会の会計を担当する。
- 5 監事は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第9条 会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

第3章 総会

第10条 総会は、年一回会長が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

- 2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 役員選任に関すること。
- (3) 会則に関すること。
- (4) その他会務運営上必要な事項

- 3 会長は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。
- 4 総会は原則として公開とする。
- 5 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。
- 6 議事は、出席会員の過半数で決する。

第4章 理事会

第11条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、すべての理事をもって構成する。また議長は会長が担う。

- 2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会の業務執行の決定
- (2) 会長の職務の執行の監督
- (3) 会の規程の制定、変更及び廃止
- (4) その他会務運営上必要な事項

- 3 会長は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に理事会を開催することができる。
- 4 理事会は原則として公開とする。
- 5 理事会の開催は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。
- 6 議事は、出席会員の過半数で決する。

第5章 運営経費

(経費)

第12条 会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 会費は、会員1人につき、年額0円とする。(無料)

(会計年度)

第14条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

第6章 雑則

(細則の制定)

第15条 本会則施行のため必要な細則は、総会の議決を経て会長が定める。

(会則の改廃)

第16条 この規約の改廃については、総会において4分の3以上の同意を必要とする。

附 則

- 1 この会則は、平成30年4月24日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。